

輪島市原子力災害避難計画

平成25年3月25日 作成
平成29年2月21日 改正

輪 島 市

目 次

第1章 防護対策の目的及び基本的考え方	14
1 目 的	14
2 基本的考え方	14
第2章 避難等の基準	14
1 緊急時活動レベル（EAL）による避難基準（PAZ（概ね5km）圏内の避難基準）	3
2 運用上の介入レベル（OIL）の基準による避難（UPZ（概ね5km～30km）圏内の避難基準）	5
第3章 防護対策の決定	14
1 決定事項の伝達	14
2 防災関係機関への通知	14
第4章 防災業務関係者の防護措置	15
1 防護対策活動実施前	15
2 防災業務関係者の被ばく管理	15
第5章 広報及び指示、伝達	10
1 広報及び指示、伝達の実施	16
2 広報事項	16
第6章 屋内退避	16
1 屋内退避の対応について	16
2 屋内退避の指示・伝達	16
3 住民等への指示事項	11
4 屋内退避の解除	12
第7章 住民の避難体制	16
1 避難の指示、伝達	16
2 避難先の確保、周知	16
3 避難手段及び避難ルート等	16
4 スクリーニングの実施	16
5 学校等における対応	16
6 避難住民等への指示事項	17
7 避難所責任者について	14
8 避難所における住民等の留意事項	17

第8章 災害時要援護者の避難体制	17
1 避難先の確保、周知	17
2 避難手段及び避難ルート等.....	17
第9章 避難者の受入について	17
1 避難所の開設、運営等	17
《参考資料 1》 避難ルートに関する資料	
《参考資料 2》 避難先に関する資料	

本計画は、志賀原子力発電所（以下「発電所」という。）で原子力災害対策特別措置法に定める原子力災害が発生した場合において、住民等の被ばくをできるだけ低減するために、輪島市（以下「市」という。）が、区域外への広域避難を行うなどの避難等の防護対策を実施することについて、「石川県地域防災計画 原子力防災計画編」及び「輪島市地域防災計画（原子力災害対策編）」の「防護対策」の事項も踏まえ、避難等の措置の実施にあたり必要となる基本的事項を定めたものである。

第1章 防護対策の目的及び基本的考え方

1 目的

志賀原子力発電所で原子力災害対策特別措置法に定める原子力災害が発生した場合には、住民等の被ばくをできるだけ低減するため、避難等の防護対策を実施する。

2 基本的考え方

発電所における原子力災害により放出された放射性物質の通過による被ばくとしては、大気中の放射性物質による外部全身被ばく及び放射性物質の吸入による内部被ばく並びに地表に沈着した放射性物質による外部全身被ばく及び放射性物質を含んだ飲食物の経口摂取による内部被ばくがあり、これらの被ばくを低減するため、次の点に留意する

(1) 外部被ばくに関しては、

- ア 線源からできるだけ距離を隔てること。
- イ 放射線を遮へいすること。
- ウ 放射線の被ばく時間を短くすること。

(2) 内部被ばくに関しては、

- ア 放射性物質で汚染された空気を吸入しないこと。
- イ 放射性物質で汚染された飲食物を経口摂取しないこと。

< P A Z (Precautionary Action Zone) >

予防的防護措置を準備する区域；発電所から概ね半径5 km以内

放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）に基づき、直ちに避難を実施する等放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域

< U P Z : Urgent Protective action Planning Zone >

緊急時防護措置を準備する区域；発電所から概ね半径30 km以内

確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、EAL及び環境モニタリングの結果等を踏まえた運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）に基づき、緊急時防護措置を準備する区域

第2章 避難等の基準

1 緊急時活動レベル（EAL）による避難基準（PAZ（概ね5km）圏内の避難基準）

原子力災害対策指針に基づき、発電所の状況に応じて決定された緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）により、避難の指示等を行う又は国から避難の指示等が行われる。

① 警戒事態（EAL1：原子力規制委員会初動マニュアル中の特別警戒事象）の段階

原子力施設の近傍のPAZ内において、実施により比較的時間を要する防護措置の準備を実施する。

② 施設敷地緊急事態（EAL2：原災法10条の通報基準）の段階

緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、主にPAZ内において基本的にすべての住民等を対象とした避難などの予防的防護措置を準備し、又、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難を実施する。

③ 全面緊急事態（EAL3：原災法15条の内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言の基準）の段階

PAZ内において、基本的に全ての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的措置を講じ、又、事態の規模、時間的な推移によっては、UPZ内においても、PAZ内と同様、避難などの予防的防護措置を講じる。なお、UPZ以遠においても、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はその恐れがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避を実施する。

緊急事態区分及びEALの内容

	現行の原災法等における基準を採用した当面のEAL	緊急事態区分における防護の概要
警 戒 事 態	① 原子炉運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。
	② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合。	
	③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合。	
	④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失した場合。	
	⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続した場合、又は外部電源喪失が3時間以上継続した場合	
	⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下した場合。	
	⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	
	⑧ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	
	⑨ 中央制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。	
	⑩ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失した場合。	
	⑪ 重要地域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失する恐れがある場合。	
	⑫ 県内において、震度6弱以上の地震が発生した場合。	
	⑬ 県内において、大津波警報が発表された場合。	
	⑭ 原子力規制庁オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障が発生した場合。	
	⑮ 当該原子炉施設において、新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。	
	⑯ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼす恐れがあることを認知した場合など、原子力規制委員長又は委員長代行が警察本部の設置が必要と判断した場合。	
施 設 敷 地 緊 急 事 態	① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生する場合	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に必要な住民避難等の防護措置を行う。
	② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）による注水ができない場合。	
	③ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失する場合。	
	④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会第5号）第57条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続した場合。	
	⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続した場合。	
	⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下した場合。	
	⑦ 使用済燃料貯蔵槽プールの水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できない恐れがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できない場合。	
	⑧ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を越えた場合（原子炉压力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。	
	⑨ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失する恐れがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失する恐れがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失する恐れがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失した場合。	
	⑩ 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用した場合。	
	⑪ 中央制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状況を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警戒装置の機能の一部が喪失した場合。	
	⑫ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失した場合。	
	⑬ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失した場合。	
	⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼす恐れがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出される恐れがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生した場合。	
	⑮ 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部は除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にある場合。	

全 面 緊 急 事 態	①	モニタリングポストの1つにおいて、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上のガンマ線の放射線量が10分以上継続して検出された場合、又は2つ以上において、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上のガンマ線の放射線量が検出された場合（ただし、落雷時の検出又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにそれぞれ検出された数値に異常が認められない場合であって $5\mu\text{Sv/h}$ となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く）。	P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。
	②	発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に $5\mu\text{Sv/h}$ 以上に相当する放射性物質が、排気筒、排水口その他これらに類する場において10分以上継続して検出された場合。	
	③	管理区域外の場所（排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。）において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が10分以上継続して検出された場合、又は $500\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量に相当する放射性物質が検出された場合。	
	④	火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、 $10\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出された場合。	
	⑤	火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から省令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合。	
	⑥	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができない場合	
	⑦	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができない場合。	
	⑧	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力制御機能が喪失した場合。	
	⑨	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続した場合。	
	⑩	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続した場合。	
	⑪	炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知した場合。	
	⑫	原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しない場合。	
	⑬	使用済燃料貯蔵プールの水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2mの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下している恐れがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できない場合。	
	⑭	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達した場合。	
	⑮	燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失する恐れがある場合。	
	⑯	中央制御室が使用できなくなるにより、中央制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失した場合又は原子炉施設に異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失した場合。	
	⑰	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生した場合。	
	⑱	原子炉の運転のための施設の施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にある場合。	

2 運用上の介入レベル（OIL）の基準による避難（UPZ（概ね5km～30km）圏内の避難基準）

原子力災害対策指針に基づき、緊急時モニタリングの結果を運用上の介入レベル（OIL）の基準に照らし、国から避難の指示等が行われることとなっている。

OILと防護措置の概要

	基準の種類	基準の概要	初期値			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) 緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する			数時間内を目途に区域を特定し、避難を実施する (移動が困難な者の一時退避を含む)
	OIL 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線:40,000 cpm β 線:13,000 cpm (1ヶ月後の値) (皮膚から数cmでの検出器の計測数)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染する
早期防護基準	OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) 緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えてから起算して概ね1日が経過した時点での空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施する
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL 6による飲食物の摂取制限を判断する基準として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物の放射性核種濃度を測定すべき地域を特定する
	OIL 6	経口摂取による被ばくを防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度のスクリーニングと分析を行い、基準を超えるものについて摂取制限を迅速に実施する
			放射性ヨウ素	300 Bq/kg	2,000 Bq/kg	
			放射性セシウム	200 Bq/kg	500 Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ各種	1 Bq/kg	10 Bq/kg	
ウラン	20 Bq/kg	100 Bq/kg				

なお、緊急事態区分やOILに基づき県や市がとるべき措置については次頁に示す。

緊急事態区分、O I Lに基づき県や市町がとるべき措置

警戒レベル	緊急事態区分		
	警戒事態段階 (警戒事態：E A L 1)	防護準備段階 (施設敷地緊急事態：E A L 2)	防護実施段階 (全面緊急事態：E A L 3)
範囲			
PAZ圏内 (5km内)における 対応	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者の避難準備 (避難先、輸送手段の確保等) 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者、安定ヨウ素剤の服用 が不適切な者等の避難 避難準備 (避難先、輸送手段の確保等) 	<ul style="list-style-type: none"> 避難の実施
UPZ圏内(30 km内)における 対応	—	<ul style="list-style-type: none"> 状況に応じて屋内退避準備 	<ul style="list-style-type: none"> 避難準備及び屋内退避
UPZ圏外(30 km外)における 対応	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者の避難準備への協力 (避難先、輸送手段の確保等) 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等の避難等受入 避難準備への協力 (避難先、輸送手段の確保等) 	<ul style="list-style-type: none"> 避難者の受入 必要に応じて屋内退避

運用上の介入 レベル	緊急時モニタリングの状況 (O I L)		
	O I L 1	O I L 4	O I L 2
範囲	即時避難	除染実施	一時待避
PAZ圏内 (5km内)における 対応	—	—	—
UPZ圏内(30 km内)における 対応	<ul style="list-style-type: none"> 避難の実施 (即時避難) 	<ul style="list-style-type: none"> 体表面除染の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 避難の実施 (一時移転) *1週間程度以内に避難
UPZ圏外(30 km外)における 対応	<ul style="list-style-type: none"> 避難者の受入 必要に応じて避難の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 体表面除染の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 一時移転者の受入

第3章 防護対策の決定

1 決定事項の伝達

(1) 内閣総理大臣等の避難の指示等

内閣総理大臣又は国の原子力災害対策本部長は、原子力緊急事態宣言を発出した場合は、知事（石川県災害対策本部長）及び緊急事態応急対策実施区域を管轄する志賀町長及び七尾市長（以下「関係市町長」という。）に対し、住民等の避難のための立ち退き又は屋内への退避の勧告若しくは指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示する。

(2) 市長による避難の指示等

ア 市は、施設敷地緊急事態が発生した場合は、国若しくは県の要請又は独自の判断により、UPZ内住民等の屋内退避等の防護措置の準備を行う。

イ 市長は、全面緊急事態に至った場合は、国若しくは県の指示、要請又は独自の判断により、UPZ内住民の屋内退避等の防護措置の勧告又は指示を行うとともに、速やかに原子力防災専門官又は国の原子力災害現地対策本部長、消防長及び警察署長に連絡の上、OILに基づく防護措置の準備を行う。

ウ 市長は、放射性物質が放出された後に、緊急時モニタリング等の結果に応じた国若しくは県からの指示、助言等があった場合又は放射性物質による汚染状況調査に基づき原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、若しくは越える恐れがあると認められる場合は、避難、一時移転等の緊急事態応急対策を実施する。

これらの場合において、住民避難の支援が必要な場合には、県と連携して国に要請を行う。

エ 原子力災害対策本部が、避難等の緊急事態応急対策の実施について指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された場合、関係市町の長は当該指示案に対して速やかに意見を述べる。

オ 市長が避難等の指示を行う場合は、災害の状況や緊急時モニタリング等の結果を踏まえ、状況に応じた避難指示、誘導を行う。

カ 市長は、避難等の指示を行った場合は、自らの広報手段による広報のほか、県を通じて緊急警報放送の実施を依頼するなど、あらゆる手段を用いて住民等に指示内容を伝達する。なお、県が市に代わって避難指示等の広報を行う必要がある場合は県が実施する。

キ 市長は、事態の推移に応じ、直ちに住民等の屋内退避等の必要があると認める場合は、原子力防災専門官、国派遣の専門家又は国の原子力災害現地対策本部長の指導・助言を得て、県本部長との協議の上、直ちに住民等に対して屋内退避等の勧告又は指示を行うとともに、原子力防災専門官又は国の原子力災害現地対策本部長、消防長及警察署長に連絡する。

2 防災関係機関への通知

市長は、防護対策の対象となる範囲や人数、対象地域での防護対策実施に関する責任者等の情報については、自ら又は県や合同対策協議会を通じて情報提供を行うとともに、他の防災関係機関の長に協力を要請する。

第4章 防災業務関係者の防護措置

1 防護対策活動実施前

- (1) 屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難の誘導、救出、警備等に従事する防災業務従事者の防護については、必要に応じ次の防護資機材を着用又は所持の上、業務に当たる。
- (2) 市は、防護資機材の補充、追加配備の必要性に関して、県と協議の上、他からの融通、追加購入について対応する。
- (3) 市は、防災対策の拠点施設を設け、防災業務関係者の被ばく管理が行える体制を整備する。

防護資機材

防 護 服（防護手袋、防護帽、防護靴等を含む。）
防護マスク
個人線量計
防災対策地区の地図
その他必要な資機材

2 防災業務関係者の被ばく管理

- (1) 市は、防災業務関係者の被ばく管理として以下のような対応を徹底する。
 - ① 身体汚染の防護のための防護服や手袋等の着用
 - ② 被ばく線量管理用のための線量計の装備
- (2) 防災業務管理者は、外部被ばくを軽減するため以下の点に留意して活動すること。
 - ① 遮へい物による放射線影響の軽減
 - ② 放射線源から離れることによる放射線影響の軽減
 - ③ 作業時間の短縮による放射線影響の軽減
- (3) 防災業務管理者は、内部被ばくを軽減するため以下の点に留意して活動すること。
 - ① マスクや呼吸保護具を用いた放射性物質の吸入摂取防護
 - ② 汚染飲食物や汚染区域での飲食禁止などの経口摂取防護
 - ③ 防護衣やゴム手袋の着用による放射性物質の皮膚や創傷吸収の防護

放射線業務従事者に対する線量限度

理対象者の区分		実効線量限度 (全身)	等価線量限度 (組織・臓器)		
			皮膚	目の水晶体	腹部表面
妊娠中の女子		1 mSv 〔出産までの間 [※] の内部被ばく〕	500 mSv/年	150 mSv/年	2 mSv (出産までの間 [※])
女子		5 mSv/3月			—
上記以外の 放射線業務従事者		100 mSv/5年 50 mSv/年			—
緊急時	災害拡大防止・ 人命救助等の 作業員	100 mSv (累積)	1 Sv (= 1,000 mSv) (累積)	300 mSv (累積)	—
	上記以外の 作業員	50 mSv (累積)	—	—	—

※本人の申出等により使用者等が妊娠の事実を知ったときから出産までの期間

第5章 広報及び指示、伝達

1 広報及び指示、伝達の実施

市長は県本部長とともに、報道機関等の防災関係機関との緊密な連携のもと、迅速かつ的確な広報を行い、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るとともに、電話使用の自粛など災害対策の円滑な実施に対する協力を求める。また、防災業務関係者に対しては、広報事項を周知させる。

なお、広報の実施にあたっては、防災行政無線、広報車、緊急即応メール、インターネット等あらゆる情報通信媒体により迅速かつ的確に情報の提供又は指示内容の伝達を行うとともに、必要に応じて、県に対しテレビ、ラジオ等の報道機関に対する緊急警報放送の実施について要請する。

広報の実施にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 事実を伝えること。
- (2) 正確に伝えること。
- (3) 簡潔に伝えること。
- (4) 明瞭に伝えること。
- (5) 必要な事項は省略せずに伝えること。
- (6) 最新の情報であること。
- (7) あいまいな情報は慎むこと。
- (8) 礼儀正しく伝えること。
- (9) 繰り返し行うこと。

2 広報事項

広報事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 事故が生じた施設名、事故の発生日時及び事故の概要
- (2) 災害の状況と今後の予測
- (3) 発電所における対策状況
- (4) 国、県、市及び防災関係機関の対策状況
- (5) 区域別又は地区（集落）別の住民等のとるべき行動についての指示
- (6) 屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難の措置を実施する緊急事態応急対策実施区域
- (7) その他必要と認める事項

第6章 屋内退避

屋内退避は、避難の指示等が行われるまでや、避難又は一時移転が困難な場合に行うものである。特に、病院や社会福祉施設等においては、搬送に伴うリスクを勘案すると、早急に避難することが適当ではなく、搬送先の受入準備が整うまで、一時的に施設等に屋内退避を続けることが有効な放射線防護措置であることに留意する。この場合は、一般的に遮へい効果や気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

なお、市では、「釧地原子力災害防護施設」を放射線防護対策の拠点と位置づけ、原子力災害時における屋内退避施設として要配慮者等の保護を図るものとする。

1 屋内避難時の対応について

- (1) U P Z 圏内の住民は、市が行う屋内退避の指示内容を踏まえ、適切に行動すること
- (2) U P Z 圏内の住民は、常に市等からの情報を受けるように努める。
- (3) U P Z 圏外の住民は、必要な場合を除き、U P Z 圏に立ち入らないよう努める。
- (4) 市は屋内退避者の把握を行い、屋内退避の長期化を考慮して、食料・飲料の調達について検討する。
- (5) 市は事故の進展に備え、U P Z 圏内の住民に必要な情報が伝えられるよう体制を整える。
- (6) 市は、屋内退避が長期化する場合、定期的に各戸訪問するなどして、住民の状態を確認するとともに、屋内退避が継続できない住民については、U P Z 圏外へ避難するなどの措置を講じる。

2 屋内退避の指示、伝達

- (1) 市長は、屋内退避の勧告又は指示をする場合は、防災関係機関の長にその指示内容を伝達するとともに協力を要請し、U P Z 圏内の住民等に対して屋内退避の措置を講ずる。
- (2) 市長は、U P Z 圏内の住民等に対して、防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段により屋内退避を指示する。また、災害の現況、今後の予測等必要な情報及び屋内退避にかかる留意事項を広報するとともに、テレビ、ラジオ等からの情報に留意するよう周知を図り、社会的な混乱の防止に努める。
- (3) 市長は、U P Z 圏外の住民等に対して、災害の状況等必要な情報を広報し、U P Z 圏に立ち入らないよう指示するとともに、テレビ、ラジオ等からの情報に留意するよう周知する。

3 住民等への指示事項

市長は、屋内退避を実施するときはU P Z 圏内の住民等に対し、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図る。

- (1) 住民等は、原則として屋内にとどまること。
- (2) 外出中の住民等に対しては、速やかに帰宅すること。
なお、直ちに帰宅が困難な住民等に対しては、最寄りの公共施設に退避すること。
- (3) すべての窓、扉等の開口部を閉鎖すること。

- (4) すべての空調設備、換気扇等を止め、屋内への外気の流入を防止すること。
- (5) できるだけ窓際を離れて屋内の中央にとどまること。
- (6) 食料品の容器にはフタ又はラップをすること。
なお、屋内に保管してある飲食物は摂取して差し支えないこと。
- (7) テレビ、ラジオ及び防災行政無線等による市及び県からの指示、伝達及び災害の情報に留意すること。
- (8) 電話による問い合わせは控えること。

4 屋内退避の解除

市長は、屋内退避を解除した場合には、次に掲げる事項について住民等に指示する。

- (1) テレビ、ラジオ及び防災行政無線等による市及び県からの指示、伝達及び災害の情報に留意すること。
- (2) 避難住民は、市が区長等を通じて配付する被災地住民等登録票に必要事項を記載し、指定する日時までに区長等を通じて提出すること。
- (3) 県が必要に応じて実施する健康調査等が迅速に処理できるよう協力すること。

第7章 住民の避難体制

1 避難の指示、伝達

市長は、内閣総理大臣や県本部長から避難に関する情報連絡があり、避難指示等を発令する場合には、対象区域に対して防災行政無線、広報車、CATV、ホームページ、緊急速報メール等のあらゆる広報手段により速やかに住民広報を行い、住民避難等を実施する。あわせて、防災関係機関にその指示内容を伝達する。

市は、志賀原子力発電所における事故等の状況や避難準備情報を、報道機関等を通じて住民に適切に周知する。

2 避難先の確保、周知

(1) 市は、地域コミュニティ維持や円滑な避難住民支援を行うことができるよう、あらかじめ選定した町会や集落単位での避難先について、県とともに住民に事前に周知する。

※ 参考資料1：避難先に関する資料

(2) 市は、原子力災害時に避難指示の発令が見込まれる段階において避難準備を整える。

(3) 市は、避難を実施する段階で、避難先や道路の状況など避難に関連する情報について住民に対し広報を行う。

(4) 市は、あらかじめ選定した避難先が被災等によって避難の受け入れが困難な場合、又は、災害の状況や気象状況によって基本的避難先への避難によりがたい場合には、県に対して他の自治体等と避難住民の受け入れの調整を行うよう要請する。

(5) 住民は、絶えず市が発信する情報に注目し、自分たちの避難先がどこであることを絶えず確認する。

3 避難手段及び避難ルート等

(1) 避難手段の確保

ア 避難にあたっては、災害の状況に応じ、自家用車をはじめ、自衛隊車両や国、県、市の保有する車両、民間車両、海上交通手段などあらゆる手段を活用する。

イ 自家用車で避難する住民は、渋滞緩和や円滑な避難のため、可能な限り乗りあわせに努める。

ウ 自家用車で避難する住民は、要援護者や自家用車を保有していない者を可能な限り同乗させるなど、避難に協力するよう努める。

エ 市は、自家用車による避難が困難な住民をバス等で避難させるため、必要に応じて一時集合場所を設けるとともに、避難者の誘導・保護にあたる職員等を派遣するなどの対応を行う。

(2) 基本的な避難ルート

ア 市は、避難を行う際に使用することが想定される基本的な避難ルートについて事前に住民に対して周知を図る。

ウ 自家用車以外の避難手段を確保した場合、市は、国や県、関係する機関等とともに、より多くの住民避難に活用できるよう運行ルート等について検討し、運行者等へ提示する。

エ 市は、避難ルートのうち、市が管轄する道路について、パトロールを実施し、最新の道路状況について合同対策協議会などへ情報伝達を行う。

※ 参考資料2：避難ルートに関する資料

イ 避難を円滑に実施するため、市は、県警察本部等と連携し、必要に応じて広域避難実施時における市管理道路の交通規制・交通誘導體制を整えるとともに、災害の状況等を踏まえて、避難経路の要所で交通規制及び交通誘導を強化する。

4 スクリーニングの実施

- (1) 市は、国、県が避難住民に対して汚染拡大防止等のためスクリーニングや除染の実施に協力する。
- (2) 原子力災害時に避難指示の発令が見込まれる段階において、市は県と連携して、想定される避難者数、避難先等の状況等を踏まえ、スクリーニングを行う範囲、場所、機器、人員体制に関して国と協議を行い、あわせて、国に対しスクリーニング要員や機材の派遣を要請するなどの調整を行う。

5 学校等における対応

- (1) 市は、学校等が避難区域となる場合において、対象となる学校等の施設管理者に対して、避難指示の連絡を行うとともに、児童・生徒の避難等に関する対応の指示を行う。
- (2) 市は、学校から児童・生徒の避難状況について逐次情報を得るとともに、事故の状況や、輸送手段確保の状況を踏まえ、速やかな避難対応に努める。
- (3) 市は、学校の避難状況について、合同対策協議会のほか、避難住民等に最新の情報を提供するよう努める。
- (4) 学校等の施設管理者は、保護者との間で、原子力災害発生時における児童・生徒の保護者への引き渡しに関するルールを定めるとともに、災害時に適切に対応できるよう、学校安全指針に基づき避難計画（避難マニュアル）を策定する。

6 避難住民等への指示事項

市長は、避難を実施するときは、住民等に対して、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図る。

- (1) 市又は区長等の指示を確認してから行動すること。
- (2) マスク及び外衣を着用すること。
- (3) 携行品は必要最小限にとどめること。
- (4) 火気等の消火、電灯の消灯を確認し、窓等を閉めて施錠すること。
- (5) 隣人にも避難の指示を確認すること。

7 避難所責任者について

市は、避難所に避難所責任者をおく。

(1) 避難所責任者の業務

ア 避難所責任者は、市災害対策本部との情報伝達手段の確保及び被災地住民等登録票の授受及び

記載事務並びに緊急時医療措置等が円滑に実施されるよう施設内の配置を整備する。

なお、避難開始当初は、市は避難住民の送り出しに全力をあげなければならない、十分な人員確保が困難であるため、避難所責任者は、避難所の開設・管理、避難住民の誘導、被災地住民等登録票の配付などの避難住民の受入業務について、避難所となる施設管理者や避難先市町職員に協力を求める。

イ 避難所責任者は、住民等に対し被災地住民等登録票を配付し、災害発生直後の行動等必要事項を記入するよう指示する。

この場合において、当該登録票は、医療措置及び損害賠償等に資する資料であることを説明し、紛失又は破損のないよう指示する。

ウ 避難所責任者は、被災地住民等登録票の配付を完了した場合は、次の事項を処理する。

- ・避難を完了した地区名、世帯数及び人数等について、逐次市災害対策本部へ連絡するとともに、その内容を記録しておく。
- ・常に市災害対策本部と緊密な連携を保ち、災害状況の把握に努める。
- ・住民等に対して、的確な情報を提供するとともに適切な指示を行い、常に住民等の不安の除去及び住民等の要求の把握に努める。
- ・市災害対策本部が供給する生活必需物資は、平等かつ能率的に給付する。
- ・避難所及び住民等の衛生の確保に努める。

(2) 避難所における情報の提供

市長は、避難所において、住民等に次の情報を提供するよう努める。

- ア 災害の状況と今後の予測
- イ 発電所における対策状況
- ウ 国、県、市及び防災関係機関の対策状況
- エ その他必要な事項

8 避難所における住民等の留意事項

住民等は、避難所において次の事項に留意する。

- (1) 避難所において相互に扶助するとともに、避難所責任者の指示に従い、冷静に行動する。
- (2) 県・市が必要に応じて実施する緊急時医療措置及び健康調査が迅速に処理できるよう協力する。
- (3) 被災地住民等登録票の記載に当たっては、避難所責任者の指示及び説明に従い、正確に記載する。

第8章 災害時要援護者の避難体制

1 避難先の確保、周知

(1) 在宅の災害時要援護者

ア 市は、災害時要援護者リスト等により、福祉避難所への避難が必要な住民の把握に努めるとともに、災害時の避難等について必要な支援を行う。

イ 市は、要援護者の避難に備え、あらかじめ指定してある社会福祉施設等の福祉避難所へ避難の受け入れを要請し、避難準備を整える。

ウ 市は、速やかに避難先市町等の協力を得て、一般の避難所生活での生活が困難な者を、できるだけ早期に福祉避難所等へ避難させる。

(2) 社会福祉施設等入所者、病院等入院患者

ア 社会福祉施設等の管理者は、災害時における避難計画を策定し、災害時には入所者などの避難にあたる。

イ 原子力災害時に避難指示等の発令が見込まれる段階で、市は県と連携して、社会福祉施設等や病院に対して、避難に関する準備を整えるよう連絡する。

ウ 市は国、県と連携して、施設管理者と協力して入所者等の受入先の確保に努める。

エ 社会福祉施設等については、搬送に伴うリスクを勘案すると、早急に避難をすることが適当ではなく、移送先の受入準備が整うまで、一時的に施設等に屋内退避を続けることが有効な放射線防護措置であることに留意する。

2 避難手段及び避難ルート等

- (1) バス、福祉車両等の避難手段のうち、各施設、病院等が自ら確保できる避難手段のほかについては、市が、国、県とともに、関係機関の協力を得て、各施設、病院等必要な箇所へ手配する。

第9章 避難者の受入について

1 避難所の開設、運営等

(1) 開設、運営等

ア 避難所の開設は、施設管理者と協力して行う。

イ 市は、避難物資に関し、避難者へ適切に配布できるよう、避難所ごとにニーズの把握に努めるとともに、必要な物資について、県や国等と連携し確保に努める。

ウ 市は、できるだけ早期に避難所へ職員を派遣するとともに、他地域等からの応援要員を積極的に受け入れる。

エ できるだけ早期（避難開始後1週間を目途）に、避難住民による自主防災組織、ボランティア等による自主運営体制へ移行する。

オ 避難所の施設管理は、避難所の運営体制にかかわらず市で行う。

カ 市は、県等と連携し、避難住民の健康調査を実施するなど、避難者の体調管理に努める。

(2) 避難物資の確保

避難所への食糧や毛布等避難物資については、市は県と連携し、国や関係事業者、避難先市町等に要請し、迅速に確保する。

(3) 福祉避難所の開設、運営

福祉避難所の開設は、避難の受入要請を踏まえて市が施設管理者の協力を得て行う。

《参考資料 1》 避難先に関する資料

原子力災害避難先一覧

No.	施設名	郵便番号	住所	電話番号	収容可能数
1	河原田小学校 体育館	928-0012	輪島市横地町6字123番地	0768-22-0249	365
2	河井小学校 体育館	928-0001	輪島市河井町18部1番地2	0768-22-0836	589
3	大屋小学校 体育館	928-0032	輪島市小伊勢町日隅7番地3	0768-22-0099	364
4	輪島中学校 体育館	928-0001	輪島市河井町11部39番地1	0768-22-1244	
5	鳳至小学校 体育館	928-0077	輪島市鳳至町堂金田1番地	0768-22-0620	422
6	鳳至公民館	928-0076	輪島市鳳至町石浦町83番地1	0768-22-7620	422
7	県立輪島高等学校 体育館	928-0001	輪島市河井町18部42-1	0768-22-2105	1,540
8	サン・アリーナ	928-0011	輪島市杉平町1字12番地	0768-23-0101	1,328
9	輪島市空港交流センター	929-2372	輪島市三井町洲衛9字27番地6	0768-23-1113 (輪島市企画課)	902
10	剣地原子力災害防護施設	927-2342	輪島市門前町剣地ソの13番地	0768-23-1157 (輪島市防災対策課)	120

原子力災害避難割振り計画

地区	避難先	収容可能数	町会・集落						
			内屋	市ノ坂					
三井	河原田小学校 体育館	365							
阿岸	河井小学校 体育館	589	藤浜	池田	池田新町	南	是清	北川	
			千代	中田	鍛冶屋	新町分	椎木	小山	
			大切	白禿	江崎	二又	山是清		
仁岸	大屋小学校 体育館	364	剣地1	剣地2	剣地3	剣地4	剣地5	剣地6	
	輪島中学校 体育館	仁岸・黒島地区 で共同使用 1,800	大泊	腰細	赤神	上馬場	下馬場	上代	
			黒岩	入山	渡瀬	大釜	飯川谷(北浦)	飯川谷	
			切挾	清沢	滝町	馬渡	久川	窈	
			神明原	木原月					
黒島			此花町1	此花町2	高見町	本町	港町	中町	
諸岡	鳳至小学校 体育館	422	元町	東町	中町	西町	栄町		
	鳳至公民館	720	宮町	鏡川町1	鏡川町2	北町	道下住宅	松風台団地	
			鹿磯	深見	六郎木	勝田	大生	大蔵町	
浦上	県立輪島高等学校 体育館	浦上・門前地区 で共同使用 1,540	宮田	大久保	知気女	般若地	清太郎	蛇喰	
			正仏	亀部田	大町	中尾	番頭屋	吉ヶ谷内	
			尺ヶ池	宮古場	水の上	田村	山辺	浅生田	
			安代原	中野屋					
			門前	清水	走出	谷内和田	下中和田	さくら団地	
門前	サンアリーナ	1,328	高根尾						
			本市	本市住宅	栃木	深田	広瀬	日野尾	
本郷	輪島市空港交流センター	902	鬼屋	館	広岡	広岡住宅	西中尾	小滝	
			上河内	猿橋	小石	風原			
			貝吹	原	長井坂	荒屋	定広	地原	
			東大野	別所	百成	堀腰	平	寺平	
			上出	滝平	下出第1	下出第2	袋	石坂	
			伏坂	内保平	坪の内	内保中央	天神平	貝喰	
根古屋	鏡川	能納屋	谷口	俊兼	四位				
	滝上	本内							
	計	7,387							

原子力災害時避難ルート図



◎凡 令

— — — — — 幹線避難ルート

※ 上記のルートは、地震等による被害も考慮し、幹線道路を中心に基本的なものを示した。